

横浜市指定共同生活援助事業者等における地域連携推進会議設置運営要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日健障サ第 3691 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、「横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」（平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 64 号）及び「横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」（平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 65 号）に基づく地域連携推進会議の開催及び事業所の見学の機会等（以下「会議等」という。）について、共生社会の地域づくりを推進し、会議等の円滑な実施を支援するため、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 会議等は、障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができる地域づくりを目的にして行うものとする。

（会議等の実施に準ずる措置）

第 3 条 前条の目的を達成するため、指定共同生活援助事業者及び指定障害者支援施設（以下「事業者」という。）は 3 年を目途に地域との関係づくりに取り組むことが出来ることとする。

（1）地域との関係づくりに取り組む場合は、市に取組計画書を提出する。

（2）前号の取組の開始日は新たに事業所の指定を受けた日とする。

2 前項の取組は横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 198 条の 7 第 5 項及び第 200 条の 14 第 5 項並びに横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例第 28 条の 2 第 5 項に規定する措置とする。

（実施状況の報告等）

第 4 条 事業者は、会議等の終了後速やかに実施状況報告書を市に提出しなければならない。

2 市は会議等の実施状況を市ウェブサイトで公表する。

3 事業者は、前条に規定する取組も含め、実施状況報告書を 5 年間保存する。

（その他）

第 5 条 本要綱で定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 1 項第 2 号に定める取組の開始日について、令和 7 年 3 月 31 日以前に指定を受けた指定共同生活援助事業者については、令和 7 年 4 月 1 日を開始日とする。